

○東京都子供・若者支援協議会
 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的に平成26年3月に設置した機関。構成機関の連携により、「東京都子供・若者計画」の推進を図ります。

東京都子供・若者支援協議会の構成機関

教育	東京都教育庁指導部
	東京都教育庁地域教育支援部
	東京都教育相談センター
保健・医療、福祉	東京都福祉保健局保健政策部
	東京都福祉保健局少子社会対策部
	東京都福祉保健局障害者施策推進部
	東京都保健所長会
	特別区保健所長会
	東京都児童相談センター
	東京都立萩山実務学校
	東京都立中部総合精神保健福祉センター
	東京都発達障害者支援センター
	東京都民生児童委員連合会
矯正・更生保護等	東京保護観察所
	東京少年鑑別所
	多摩少年院
	警視庁生活安全部少年育成課
	東京都保護司会連合会
雇用	厚生労働省東京労働局
	東京都産業労働局雇用就業部
	公益財団法人東京しごと財団
青少年	東京都青少年・治安対策本部総合対策部
民間支援団体等	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
	特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会
	特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構
区・市	特別区長会
	東京都市長会
子供・若者支援事業受託団体	東京都若者総合相談センター
	東京都ひきこもりサポートネット